

平成30年千葉市教育委員会会議  
第3回定例会会議録

千葉市教育委員会

# 平成30年千葉市教育委員会会議第3回定例会会議録

日時 平成30年3月22日(木)  
午前10時00分開会  
午前11時15分閉会  
場所 教 育 委 員 会 室

出席委員 教 育 長 磯野 和美  
委 員 中野 義澄  
委 員 和田 麻理  
委 員 小西 朱見  
委 員 千葉 雅昭

## 出席職員

教 育 次 長	神崎 広史	教 育 指 導 課 長	中嶋のり子
教 育 総 務 部 長	大野 和広	教 育 支 援 課 長	福本 順
学 校 教 育 部 長	伊藤 裕志	保 健 体 育 課 長	古山 智和
生 涯 学 習 部 長	大崎 賢一	教 育 セ ン タ ー 所 長	根本 厚
教 育 総 務 部 参 事	大橋美帆子	養 護 教 育 セ ン タ ー 所 長	吉岡 龍子
中 央 図 書 館 長	小林 幹弘	生 涯 学 習 振 興 課 長	山田 利雄
総 務 課 長	國方 俊治	教 育 職 員 課 教 職 員 担 当 課 長	山下 敦史
企 画 課 長	伊原 浩昭	新 港 学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	古川 和明
教 育 職 員 課 長	武 大介	教 育 セ ン タ ー 主 任 指 導 主 事	廣瀬 眞弓
学 校 施 設 課 長	杉山 信弘	総 務 課 総 括 主 幹	石井 進一
学 事 課 長	大井 力	総 務 課 長 補 佐	大須賀隆之

書 記 総務課総務班主査 高桑 太綱 総 務 課 主 事 鈴木 理沙  
総 務 課 主 事 坪山 耕太

- 1 開会  
磯野教育長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
過半数の委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
磯野教育長より千葉委員を指名
- 4 会期の決定  
平成30年3月22日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 会議録の承認  
平成30年第1回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 6 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 7 非公開審議の決定  
議案第12号から第14号までを非公開審議とする旨決定
- 8 議事の概要
  - (1) 報告事項  
報告事項(1) 平成30年第1回千葉市議会定例会について  
國方総務課長より報告があった。  
報告事項(2) 平成31年度教員採用選考について  
山下教育職員課担当課長より報告があった。  
報告事項(3) 平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜について  
中嶋教育指導課長より報告があった。  
報告事項(4) 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について  
古山保健体育課長より報告があった。  
報告事項(5) 平成29年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について  
根本教育センター所長より報告があった。
  - (2) 議決事項  
議案第8号 千葉市いじめ防止基本方針の改定について  
福本教育支援課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第9号 千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について  
武教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第10号 千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について

武教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第11号 千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について

國方総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第12号 事務局等職員の人事について

武教育職員課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第13号 市立高等学校教育職員の人事について

山下教育職員課担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

議案第14号 千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

國方総務課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。

### (3) 発言の要旨

報告事項(1) 平成30年第1回千葉市議会定例会について

磯野教育長 総務課長、報告をお願いします。

國方総務課長 報告事項(1)平成30年第1回千葉市議会定例会についてご報告します。

議案書1ページをご覧ください。第1回千葉市議会定例会でございですが、2月20日から3月15日までの会議で、代表質疑、予算審査特別委員会、教育未来委員会などが行われました。

次に、2にあります審議状況でございですが、(1)、(2)、(5)の議案につきましては教育未来委員会の審査を経て、また、(3)と(4)については総務委員会の審査を経て、(6)の30年度一般会計予算ほか2会計につきましては、予算審査特別委員会の審査を経て、いずれも3月15日の本会議において可決されました。

次に、3の代表質疑等でございますが、代表質疑につきましては4会派から通告があり、全ての会派が教育委員会に関する質問を行いました。

議案書2ページをお願いいたします。一般質問では、26人の通告者のうち15人が教育委員会に関する質問を行いました。代表質疑・一般質問の主な質問の内容はご覧のとおりでござい

ます。

平成30年第1回千葉市議会定例会に係る報告については以上でございます。ご不明な点や説明を要する点がございましたら事務局までお願いいたします。

以上でございます。

磯野教育長 ありがとうございます。

では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。よろしいですか。

## 報告事項(2) 平成31年度教員採用選考について

磯野教育長 教育職員課教職員担当課長、報告をお願いします。

山下教職員担当課長 報告事項(2) 平成31年度教員採用選考についてご報告します。

お配りいたしました実施要綱をご覧ください。緑色の冊子でございます。7ページをお開きください。

平成31年度の公立学校教員採用候補者選考は、7ページの6の(3)の日程にありますように、第1次選考を7月8日日曜日、第2次選考は次のページの8ページの7の(1)に示されており、小学校以外の志願者を8月18日から20日まで、小学校の志願者を8月24日金曜日から26日日曜日までに実施する予定でございます。

本年度の主な改善点でございますが、4点ございます。お手元のパンフレットをご覧ください。1点目は、千葉県千葉市の求める教員像の改定です。パンフレットの一番後ろにございます。主な改定のポイントは、組織の一員としての責任と協調性を持ち、互いに高め合う教育を加えたことでございます。今までは上段の4点でございましたが、1点、5が加えた部分になります。

2点目でございます。第1次選考の県外会場のうち、札幌の会場を休止といたしました。盛岡会場、秋田会場、金沢会場の3会場と県外はしております。

3点目でございます。3点目は、小学校の英語教育推進枠の志願要件の追加と募集枠の拡大です。募集枠を昨年度より20名拡大いたしまして80名程度としました。また、志願要件が中高の英語の免許取得者だったところを英検の準1級以上などの要件を追加いたしました。

4点目でございます。4点は、志願への電子申請の一部導入です。電子導入は、小学校の一般選考への志願において電子申請による受け付けも今年度から開始いたします。今後も採用選考については県教育委員会と協議を進め、優秀な人材が採用されるよう、志願者の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

磯野教育長 では審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。和田委員。

和田委員 今お話にもありましたように、これからますます優秀な人材が千葉市に来ていただきたいと思うのですが、応募される方というのは、このパンフレットを見て応募してくるのか、それともホームページからのアクセスですかそれともそういうものが多いのか、どういう傾向があるのかおわかりでしょうか。

磯野教育長 はい、どうぞ。

山下教職員担当課長 お手元の資料3点につきましては、千葉県教育委員会のホームページから全てダウンロードできます。また、千葉県千葉市教育委員会初め5つの教育事務所に全てこの実施要綱等は配布しております、そこに取りに行く学生、講師等もおります。そのほかにも11月に採用選考の説明会をやっており、そのときにも配布をして説明をしている状況でございます。

あと、ツイッター等でその時々様子を配信していることも今やっております。

和田委員 多方面にわたっていろいろ宣伝していただいております。すみません、ちょっと本筋と関係ありませんが1つ教えていただきたいです。このパンフレットの裏側にあります対応のところの(2)の賞与で、勤勉手当というのはどういうものなのか教えていただけますでしょうか。

磯野教育長 はい。

和田委員 (2)の賞与のこのパンフレットの勤勉手当です。

山下教職員担当課長 要は、ボーナス。

和田委員 期末手当は期末の手当で、勤勉手当というのは普通にボーナスと考えていいのですか。

武教育職員課長 すみません。いわゆるボーナスについて2種類ございまして、期間に応じて払うものと、能力、成績等によって払うもの、それが勤勉手当になります。それをあわせて期末勤勉手当といって、いわゆるボーナスとして支給しています。

和田委員 同時に6月、12月に支払われるということですね。

武教育職員課長 はい、そうです。

磯野教育長 よろしいですか。ほかにはよろしいですか。

### 報告事項(3) 平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜について

磯野教育長 教育指導課長、報告をお願いします。

中嶋教育指導課長 報告事項(3) 平成30年度千葉市立稲毛高等学校附属中学校及び千葉市立高等学校入学者選抜についてご報告します。

資料3ページをご覧ください。まず、稲毛高等学校附属中学校の入学者選抜についてご報告いたします。

(1)の選抜日程ですが、1月27日に検査を実施し、選抜の結果、2月2日に合格発表を行いました。(2)の志願倍率は男子6.4倍、女子8倍、全体で7.2倍でございます。辞退者が出ましたが、繰り上げ内定数8人で募集定員80名を確保しております。

4ページをご覧ください。続いて市立千葉高校、稲毛高校の入学者選抜についてご報告いたします。

(1)の選抜日程ですが、前期は2月13、14、後期は3月1日に検査を行いました。

(2)の下から2段目の欄、前期選抜の志願倍率は、千葉高校普通科2.46倍、理数科2.63倍、稲毛高校普通科2.58倍、国際教養科2.73倍です。前期の内定数は、千葉高校普通科168名、理数科30名、稲毛高校普通科120名、国際教養科30名です。稲毛高校で実施している海外帰国生徒の特別入学者選抜は普通科2名、国際教養科1名の志願がありましたが、内定者はいませんでした。

5ページをご覧ください。

(3)の一番下の欄、後期選抜の志願者倍率ですが、千葉高校普通科1.86倍、理数科2.3倍、稲毛高校普通科2倍、国際教養科3.5倍です。

(4)の前期確定者と後期合格者を合わせた入学許可候補者数は、千葉高校普通科287名、理数科40名、稲毛高校普通科201名、国際教養科40名です。

6ページをご覧ください。

近年の志願者倍率の推移についてですが、附属中学校は、30

年度は志願者数が約100名減となりましたが、志願倍率は男子6.4倍、女子8倍、男女で7.2倍とこれまで同様高倍率を維持しております。

7ページをご覧ください。

次に、高校の志願倍率の推移ですが、高校の場合、前年度の倍率を参考に前年が高ければ次の年は下がるというようなジグザグのような形で推移しますが、市立千葉高校は前期、後期ともに倍率が少し下がっております。一方、市立稲毛高校は、後期の普通科以外は前年度より倍率が上がっております。いずれにしても千葉高校の後期普通科以外は2倍以上の倍率ですので、県立高校の倍率に比べると市民に入りたい高校として捉えることができると考えております。

以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

和田委員 稲毛附属中に関してなのですけども、このところ応募者数が減ってきているということで、もちろん今ご説明にもありましたようにそれでもかなり高い倍率を維持していることには違いないのですが、昨年と比べて100名減ったというのはかなりの減少かなと思います。既に分析しておりますか。

磯野教育長 教育指導課長。

中嶋教育指導課長 昨年の倍率は8.5倍で、今年度は7.2倍になっています。

100名減っている点は小学校6年生の児童数が減少してきていることも原因の一つと、考えております。

ただ、開校して10年が経過した中での倍率としては、他市と比べても決して低い倍率ではありません。例えば東京都3校は5.9倍、埼玉2校は5.5倍となっております。今後も、素晴らしい実績を残している学校だということをホームページ等で発信してまいりたいと思います。

以上です。

和田委員 倍率が非常に高いということは、お試し受験というか、それほど受験勉強していなくても受けてみようかというような児童も多かったという解釈もできますね。わかりました、ありがとうございます。

中嶋教育指導課長 そうですね。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。



報告事項(4) 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について  
磯野教育長 保健体育課長、報告をお願いします。

古山保健体育課長 報告事項(4) 平成29年度全国体力・運動能力、運動習慣  
等調査結果についてご報告します。

この調査は、児童・生徒の体力、運動能力や運動習慣、生活習慣等を把握し、体育・保健体育学習、または健康教育等に対する指導の改善に役立てることを目的に平成20年度から実施されている悉皆調査でございます。

対象は、小学校5年生と中学校2年生の児童生徒全員です。

調査につきましては、実技に関する調査と質問紙による調査が行われており、実技に関する調査では、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横飛び、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、小学生はソフトボール投げ、中学生はハンドボール投げの8種目が実施されております。また、質問紙調査は、運動習慣や生活習慣に関する内容を質問紙にて回答する調査となっております。

続いて、10ページをご覧ください。こちらは実技の結果でございます。

全国と千葉市の平均値を種目ごとに掲載しています。そこにランクというのがありますが、これは全国47都道府県の順位に本市の平均値を対応させた場合の順位を示したものです。例えば、本市小学校5年生男子の握力の平均値は16.45キログラムですが、これは全国都道府県の順位では27位に相当する数値ということになっております。また、本年度から指定都市の平均値も公表されましたので、20の指定都市における順位も掲載しました。なお、黒い括弧の中に矢印がありますが、これはランクの昨年度との比較ということになっております。指定都市のほうは今年度からの公表のため空欄にしております。

また、体力合計点というのは、各種目を10点満点で点数化した8種目の合計の得点になっております。

体力の合計点を見ますと、小学校5年生が全国47都道府県の値に対し男子が17位、女子が15位、指定都市では男女とも3位に相当する記録でした。中学校2年生男子は全国9位、女子は全国で3位、指定都市では男子が3位、女子が1位という好記録でございました。

このことから、本市の小学校5年生と中学校2年生の体力・運

動能力は全国平均を上回っているということができると思います。

種目ごとに見ていきますと、小学校5年生男女は、8種目中6種目、中学校2年生男子は7種目、中学校2年生女子は全ての種目において全国平均を上回っており、特に中学校2年生女子の長座体前屈や立ち幅跳びが全国1位に相当する好結果でございました。

一方、小学校5年生は、男女ともに握力、ソフトボール投げ、中学校2年生の男子は握力が全国平均を下回っています。これにつきましては、今後も遊びや体育・保健体育学習の準備運動等、教育活動全体を通して握ること、それから投げること等の運動経験をふやすなど、継続的な取り組みが必要と考えます。

そのため、体育・保健体育の研修会等で本調査の結果を報告するとともに、具体的な取り組み事例を紹介し、各学校における体力の向上に向けた取り組みがより活発になるよう努めていきたいと思えます。

また、体力向上には運動量の確保も必要です。体育・保健体育学習でより運動量がふえるよう指導するとともに、放課後や土日、家庭での運動機会の増加に向けて学校だより等で保護者、地域にも働きかけをしていくよう各学校に呼びかけをしていきたいと思えます。

続いて、11ページからは児童生徒の運動習慣や生活習慣に関する質問紙の結果でございます。11ページは小学5年生、12ページは中学2年生の結果を抜粋して掲載してございます。

本市の小中学生男女に共通している傾向としては、運動が好きの問いに対して、小学校5年生男子、中学校2年生男子で若干全国平均を下回ったものの、小学校5年生男女、中学校2年生男女ともに運動は大切だ、それから体育・保健体育の授業は楽しいとの回答が全国平均を上回っています。

今後も引き続き体育・保健体育の学習や運動部活動の充実を図ることで運動が好きという児童生徒の育成に努めたいと思っています。

また、オリンピック・パラリンピックへの気持ちについては、小学校5年生男女、中学校2年生男子では全項目で、また、中学校2年生女子でも多くの項目で全国平均を上回っており、関心の高さがうかがえます。次年度は体育・保健体育におけるパ

ラスポーツの実施を全市立小中学校にお願いするとともに、中学校ではパラスポーツを教材とした体育理論学習の充実を通してスポーツのすばらしさを身につけさせ、オリンピック・パラリンピックへの関心を一層高めたいと考えています。

以上でご報告を終わります。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますでしょうか。

和田委員 毎年懸案になる握力とソフトボール投げなのですが、中でもソフトボール投げの数値について、小学校5年生と中学2年生を比較してみますと、全国平均も千葉市の平均も中学で下がっているのですね。その中で千葉市としては中学になると少し順位が上がっているということですが、これどうして中学に入ると下がってしまうのでしょうか。何か分析されていますでしょうか。

磯野教育長 保健体育課長。

古山保健体育課長 小学校はソフトボール投げで中学校はハンドボール投げということで、投げるボールの大きさが違うことが記録にあらわれていると思います。また、小学校のほうが若干低いということですが、小学校では遊びの中で投げる経験というのが、現在非常に少ない傾向にあります。低学年での的当てというゲームの中で、ボールを投げる経験を多くしたり、中学年のゲームや高学年のボールなどの単元では、ボールを投げるという一連の動きを学ぶことを重点的にやっていきたいと思っています。

また、4年生につきましてはベースボールチャレンジという事業が始まり、千葉ロッテのコーチが投げる、打つという動作を指導してくれます。そういうことを通してソフトボール投げ等の記録が伸びていくこともあると思いますし、また、小学校の経験を通して中学校の記録も伸びていくということを期待したいと思っています。

以上です。

和田委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

報告事項(5) 平成29年度後期ライトポート・グループ活動諸行事について

磯野教育長 教育センター所長、報告をお願いします。

根本教育センター所長 報告事項(5) 平成29年度後期ライトポート・グループ活

動諸行事についてご報告します。

画面を映しますので、画面と資料13ページをご覧くださいながらご説明します。

教育センターでは、不登校の児童生徒に対しまして、学校生活への適応を目指した、系統的で段階的な指導、援助のためのサポートプログラムをもとに支援をしております。合い言葉を「これからの自分、新たな自分、見つかる きっと、さがせる きっと」とし、児童生徒がたくさんの人とのかかわりやつながりを持つジョイント行事を計画的に実施することで適応力や自己肯定感が高まるように取り組んでおります。

各行事の実施後には、前後に引き続きまして質問紙を用いて自己評価を行っております。

初めに、イオンでの職場体験です。11月6日から8日までの3日間、イオンリテール株式会社さんの後援をいただきまして、イオンマリンピア店で職場体験を行いました。この行事は、就業体験を通して社会性を養い、学校復帰のための力を高めることを目的にしております。今年度は11名の中学生が参加いたしました。

1日目は、社員の方からイオンの企業理念を伺うところから始まり、お客様へのお辞儀の仕方、売り場への案内の仕方などの基本動作の練習を行いました。その後、売り場体験を経て、最終日、3日目には職場体験振り返りとしてグループ討議を行いました。

職場体験後の自己評価の結果では、全ての項目において4ポイントを超え、充実した体験だったことがうかがえます。特に「協力」の評価が高く、友達と協力し合いながら実習を終えたことでの達成感もあり、「今の気持ち」の評価も高くなったと思われます。

次は、カンドゥーの職場体験です。11月16日に千葉市と相互連携協定を結んでいる幕張のカンドゥージャパンで実施いたしました。この施設は一種の子ども向けのテーマパークではありますが、施設内でのさまざまな仕事体験を通して社会性を養い、さらに中学校での職場体験学習につなげるということを目指して実施しております。今年度は13名の小学生が参加いたしました。

児童の振り返りからは、いろいろな体験ができてよかった、ま

た体験したいという声や、保護者からは、去年は親子で行動したが、今年は友達と行動ができてとてもよかった、また、子どもの笑顔が見られ、本人も参加してよかったと話していたという声が聞かれました。

次は、ジョイントフェスタです。12月8日に教育センターを会場に実施いたしました。今年で13回目となる歴史あるイベントであり、第7回目からはイオンリテール株式会社のご協力をいただいております。

このイベントは、各ライトポートや、小中学校のグループ活動に通う子どもたちが仲間と力をあわせて歌やダンス、劇などを発表するいわば学校の文化祭のようなイベントです。今年は「かかわりの中で発見、自分、仲間、そしてチャレンジ」をテーマに日ごろの活動の成果を発表し合いました。どの発表も本当に素晴らしいものでした。教育委員さんを初め、多くの教職員や保護者が参観する中で、子どもたちが心を一つにして頑張る姿と、生き生きとした表情がとても印象的でした。当日は111人の子どもたちと179人の来場者を合わせまして290人の人々が講堂を埋め、熱気に包まれました。

児童生徒振り返りからは、人前が苦手だったが、この行事で克服できた。たくさん練習した、終わったときの達成感が最高だったと。練習を通してみんなの優しさに気づいた、今までよりもっと仲良くなった気がする等の言葉がありました。

ただ、この行事に関しましては、その後の子どもたちの声の中から、ほかのライトポートの子どもたちとの交流をもっとしたかったという声も出ておりました。この点につきましては、やはりグループごとの発表会ということもありまして確かにそういう面があるかなと感じておりますので、センターとしましては、今後日程や内容の工夫が必要かなと考えております。

この行事では、「思いやり」の評価が高く、仲間を思いやりながら練習、発表をやり遂げたという気持ちがかえります。また、今の気持ちが高まったことから達成感も感じられていると考えられます。

次は、第二養護学校での職場体験です。1月30、31の2日間、第二養護学校の協力を得て実施いたしました。この行事は、イオンでの職場体験とは違い、障害のある児童への支援を通して障害者の理解を深めるということも目的の一つに加えており

ます。今年度は11名の中学生在が参加いたしました。

担任の先生の指示のもとで、第二養護学校の児童と2日間過ごしました。教室での学習支援や給食指導の手伝い、下校の見送りなど、学校生活全般の手伝いを体験いたしました。

この行事では、「協力」を初め、「仲間」、「思いやり」、「問題解決力」等、多くの項目で4ポイントを超えています。障害を持っていながらも一生懸命一つ一つをやり遂げようとしている様子を見て、自分も頑張ろうと思ったというような感想があるように、障害のある子との触れ合いの中で多くのことを感じ、学んだと思われます。

次は、第2回長柄ジョイントキャンプです。2月8日から10日の3日間、前回に引き続き千葉市少年自然の家で実施いたしました。このプログラムでは、豊かな自然の中でさまざまな体験活動を通して自主性や社会性を育み、学校生活への復帰の意欲を高めることを目的として実施しております。

第2回は、新しい仲間と出会いの中で、挑戦と発見をメインテーマに実施いたしました。

初日は、初めて出会った参加者の気持ちをほぐすために、出会いのゲーム及び参加者同士のかかわりを持たせることから始めました。夜はバスケットボール、クライミングウォールなど4つのプログラムから自分で選び、活動するというところを実施いたしました。

2日目は、野外炊飯場でのスイーツづくり、屋内施設でのドミノ倒しやキャンドルサービスなど、さまざまなプログラムに挑戦しました。スイーツづくりでは、各自が役割を果たすことで班ごとに思い思いのパンケーキができました。また、ドミノを倒さないように協力したり、キャンドルサービスの出し物をつくり上げたりするなど、仲間と活動することの楽しさを存分に体験できた一日となりました。

教育委員を初め、各学校の校長、教頭、担任の先生など、たくさんの方々に視察に来ていただき、子どもたちもとても喜んでおりました。

最終日は、活動の振り返りを行いました。友達のよいところを探し、メッセージカードに書く活動を行いました。振り返りカードからは、今まで気づけなかった自分のよさを発見し、人とかかわり合うことの楽しさや大切さを学ぶことができたキャン

プとなりました。

この行事の自己評価は、「思いやり」が高まったと答えた児童生徒が多くおりました。振り返りから、いつもは1人でいることが多いが、誰かと一緒にいることが自然になって仲間って大切だなと感じられたとあります。第1回目と第2回目の共通の参加者の変容としては、既に経験している子どもたちが自然にリーダーとなる様子も見られ、とてもよかったと思います。次年度もたくさんの人々とのかかわりやつながりを持って一人一人の適応力や自己肯定感が高まるよう、また改善を図りながら計画的にジョイント事業を実施してまいりたいと思います。

報告は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

小西委員 よろしいでしょうか。

磯野教育長 はい、小西委員。

小西委員 どの行事も児童生徒の参加者、保護者の感想がそれぞれの工程でご準備いただいて本当にありがとうございました。感想の中で、先ほどジョイントフェスタはライトポートのほかの子たちとも交流したかったという意見が出ましたが、ほかに課題だとか、こういったところを直してほしいだとか、そういった声というのはあったのでしょうか。

磯野教育長 所長。

根本教育センター所長 そういった声というのは実はありませんでした。

小西委員 そうだったのですね。

根本教育センター所長 ございませんでした。ただ、我々としまして、やはりプログラムがマンネリ化しないように、また、その都度その都度子どもたちの要請に適応するようにさまざま工夫はこれからもしていきたいと考えております。

小西委員 ありがとうございます。

磯野教育長 ほかにはどうでしょうか。

和田委員 はい。

磯野教育長 和田委員。

和田委員 3点あるのですが、一つずつ質問させていただければと思います。

まず、カンドゥーの職場体験ですが、数年前、始まった年のときに私も見学させていただきまして子どもたちの様子を拝見しました。そのときにも感じたのですけれども、やはり保護者の

方が送迎含めて見学に同行される、一緒に活動されるという状況でした。今回、去年は親子で行動したけれども、今年は友達と行動することができたというような意見があります。小学生だということで少し難しいのかなと思うのですが、いっそ保護者の方には送迎だけにさせていただいて、もしかするとその場所にいないほうが子どもの成長につながるようなことがあるのではないかなと思います。あそこはエリアも限られているところですし、安全面でも心配ないですし、スタッフも十分に準備されていると思いますので、今後、可能であれば検討していただければと思いました。

磯野教育長 はい、所長。

根本教育センター所長 先ほどの報告の中に入れていただいた感想もありましたので、今の和田委員のご意見も参考に次年度はぜひそこら辺も考えていきたいと思います。ありがとうございます。

和田委員 それから2点目なのですが、4番の第二養護学校での職場体験ですが、いつも参加人数が割と少なく、多分1桁のことが多かったように記憶しているのですが、今年11名ということでイオンでの職場体験と同じだけの子どもが参加しているということですが、これは何か働きかけですとかあったのでしょうか。

磯野教育長 はい、所長。

根本教育センター所長 確かに昨年度4名と、私もどうしてこんなに少なかったのかなと思って調べましたが、実はほかの行事との重なりが起きていたらしいことがわかりました。真砂の教育相談指導教室の通級期間と行事が重なってしまったために参加したかったけどできなかったということが起こっていたとわかりましたので、今年度は重ならないようにした結果、みんな安心して参加できたと聞いております。今後とも気をつけていきたいと思います。

和田委員 わかりました。ありがとうございます。

最後、感想と子どもたちの意見をお伝えするというようなことになってしまいましたが、長柄のジョイントキャンプに関してです。先ほどジョイントフェスタのところでのご説明でもありましたけれども、今回スイーツづくりに参加して、その後、ホールでの昼食と一緒に参加させていただきました。スイーツづくりは班ごとの活動になりますけれども、ホールでの活動は全体の中で私も混ぜていただきましたので、子どもたちの様子がよ



くわかりました。

これは感想ですけれども、中学生がこんなに自分のこととか家庭のことをみんなに話したり、私に話したりということは、普通に登校している子どもたちと比べると中学生はなかなかここまで話さないだろうなと思いました。やはり自分のこととか家庭のことを誰かに聞いてほしいという気持ちがすごく強いのだなということを感じました。

もちろん普段から先生方、スタッフの皆さんは子どもたちの話をたくさん聞いてあげていると思うのですが、私たちも参加するときにはこれからもできるだけ子どもたちの声に耳を傾けていきたいなと感じました。

それで、その中で子どもたちから聞いた話なのですが、今回のスケジュールについてなど、私から質問しましたら、もっと自由時間が欲しいと言っていました。ほかの行事、学校行事に比べると随分ゆとりを持ったスケジュールを組んでいらっしゃるというお話だったのですが、やはりそれでももっとゆとりが欲しいと思うようです。先ほどありましたように、ほかのライトポートの子どもたちともっと話す時間が欲しいとか、ほかのところではどうかというような情報交換をしてみたい、どうしても次のイベントまでの時間が迫っていると、せっかく話が盛り上がったところで途切れてしまったりするので、自由になる時間が欲しいというようなことを言っていました。それが全員の意見かどうかはわかりませんが、今後の検討材料に加えていただければと思います。よろしくお願いします。

根本教育センター所長 よくわかりました。

磯野教育長 ほかはよろしいですか。

#### 議案第8号 千葉市いじめ防止基本方針の改定について

磯野教育長 教育支援課長、説明をお願いします。

福本教育支援課長 議案第8号「千葉市いじめ防止基本方針の改定について」説明します。

それでは、議案第8号、千葉市いじめ防止基本方針の改定につきまして、千葉市教育委員会組織規則第8条第1号の規定に基づきまして議決を求めるものでございます。別紙参考資料にて説明させていただきます。

参考資料の1ページをお願いします。まず、改定の経緯でござ

いますが、1の国の状況に記載しましたとおり、平成25年10月11日に国がいじめ防止等のための基本的な方針を策定し、3年置きの見直しにより平成29年3月14日に初めての改定を行いました。

本市においては、2の本市の状況にありますとおり、いじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための千葉市いじめ防止基本方針を平成28年3月に策定したところですが、今回の国の改定を踏まえまして、3の本市の改定についてにありますとおり、見直しを図ってまいりました。

まず、平成29年6月に教育委員会附属機関として学識経験者等の外部専門家から構成されました千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の定例会議にて、千葉市いじめ防止基本方針の改定案についての協議を行いました。また、協議と並行して、平成29年8月から9月にかけて、関係各課・各所等からの意見を求めました。さらにその意見を踏まえ、10月に開催しました千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の定例会議にて再度協議をいたしました。

平成30年2月には、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会の定例会議において、本基本方針案に基づきましていじめ対応マニュアルの見直しについても協議したところです。

次に、改定の方針と改定内容についてですが、国の方針の改定においては骨子となる部分に変更となっておらず、自治体や学校ごとにいじめの捉えや対応、対象等について差異が生まれないように改定前に比べて具体的な例示がなされているところが特徴となっております。

そこで、本市においては、4の改定の方針に整理しましたが、国の意向を参酌し、本基本方針には恒久的な内容を記載しながら、具体的な例示については毎年度見直しを図りながら学校が実際の対応などで活用していますいじめ対応マニュアル、学校いじめ防止基本方針策定の手引きに盛り込み、社会情勢や本市の状況に対応できるようにと考えています。

続いて4ページです。5の主な改定内容をご覧ください。国の意向を踏まえて、本市の実態と照らし合わせた上で必要と考え、本基本方針に盛り込んだポイントは6点でございます。

1点目は、「けんかやふざけ合いであっても背景にある事情の調査を行った上でいじめの認否を行う」という趣旨を盛り込み

ました。

2点目は、これまでも行ってきていますが、各学校が学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を評価し、改善を図ることを明記しました。

3点目は、学校の対策委員会の役割を国の方針に基づいて整理いたしました。

4点目は、いじめの情報について特定の教職員が抱え込まず、速やかに校内組織に報告することを明記いたしました。

5点目は、いじめが解消している状態について国が示している2つの要件を盛り込みました。

6点目は、重大事態の申し立てについて、被害の児童生徒や保護者からの訴えがあった場合は、速やかに調査などを行うことを明記しました。詳細はお手元の千葉県いじめ防止基本方針(改定案)を用意させていただいておりますが、その網かけの部分が改定部分となっております。

最後に今後の予定でございますが、今年度中に教育支援課のホームページに公表するとともに、千葉県立学校に本基本方針の改定内容を周知してまいります。

なお、議決後にいじめ対応マニュアルの改定を進め、それぞれの学校にその活用を働きかけてまいります。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

中野委員。

中野委員 この資料の2ページ目の主な改正内容のところの一番上のいじめの定義の明確化というところに、「けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情の調査を行い」とありますけれども、けんかとかふざけ合いって結構日常的にあるのではないのでしょうか。それを全部調べるのでしょうか。これに加えて何か気になることがあったら調べるということでしょうか。昔から、けんかやふざけ合いは日常的にあったような気がします。普通のけんかやふざけ合いといじめをどこで区別をするのでしょうか。

磯野教育長 教育支援課長。

福本教育支援課長 学校の中でふざけ合い、あるいはけんか、そのようなものが日常的に起こるものであるとは認識しております。ただ、そのようなことがあったときには学校は必ず指導しますので、その指導の中でこれはいじめに当たるような事実というものを学校が捉

えた場合には、しっかりと事実確認をしていじめを認知していく必要があると考えております。

中野委員 けんかはそうそうないかもしれませんが、ふざけ合いというのは結構あるような気がしたので、質問しました。

磯野教育長 よろしいですか。ほかにどうでしょうか。

和田委員 今回やはり具体的な例示が非常に増えたなということでご苦労がしのべれます。その中で、改正案いただきました中で12ページになりますが、いじめの解消の部分、①のところでいじめを受けた児童生徒に対する心理的な負担、物理的な影響を与える行為、その中でインターネットを通じて行われるものを含みますが、インターネットを通じて行われるものを把握する手段というのは非常に困難を極めるのではないかと思います。これが行われていないと教育委員会なり学校側で判断したとしても、目に触れないところで起きている可能性もあるわけで、この一文を入れてしまうとすごく厳しいガイドラインを引いてしまうのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

磯野教育長 教育支援課長。

福本教育支援課長 子どもたちの実態から、スマホ、携帯電話を使っているというお子さんが増えていきますので、それに伴ってインターネット上でもこのようないじめに当たる行為というのが増えていると認識しています。

ただ、学校現場としては、毎日インターネット上で何かないかとパトロールをするような作業は決してできませんので、大事なことは、そのような事実があった、あるいはそのような目に遭ったときに勇気を持って保護者や学校にこのようなことがありましたとか、第三者の立場でもこのようなものを目にしましたとしっかり報告できるような子どもたちに指導を充実していくことが大事かと思っておりますので、その部分については未然防止という観点からしっかりやってほしいと学校に対し周知をしております。

和田委員 ただ、今おっしゃったことは非常によくわかりますが、それはいじめの発見という部分でこのインターネット関連のことが書いてあるのであればわかるのですが、解消の中にこのインターネットでのことが行われていない状態が3か月続く、3か月を目安として続くというような表記なので、これがすごくハードルが高いと思います。もしもそのように認識したとしても実はあったではないかということもあるかもしれませんので、それは、そう

なった場合どのように対処していきますか。

磯野教育長 教育支援課長。

福本教育支援課長 その後に記載しているところですが、約3か月後になって被害に遭っている当該の子どもと保護者には、約3か月、これは3か月に限ったわけではないのですが、必ず面談を行って、その中で今まであったような被害的なことがないかという確認を必ずするように指導しています。

ただ、それが3か月たって1回やって終わりではなくて、やはりそれは継続して学校が見ていかなければいけませんので、また時間をおいた中でそのような被害がないかと確認していく必要はあると考えます。

和田委員 少し納得できないところもあります。なぜかと言うと、本人に対するネット上の嫌がらせですとか、直接的なものだったら明らかにわかりますが、大体インターネットを通じてのものというのは本人の知らないところで行われていたりするわけですね。それが本人も把握できてないまま実は続いているという状況もあると思うので、この文言を入れることに私は抵抗というか、現場への圧力になってしまうのではないかと非常に不安ですけれども、皆さんもご意見があれば挙げていただきたいのですが、どうでしょうかね。こだわり過ぎですか。

磯野教育長 今の議論をする前に1点確認ですが、この1番と2番は国の方針をそのままここに参酌していたというような理解で意見交換をしたほうがいいのか、市独自にこれを盛り込んだのかというところをまず議論を先に精査してほしいのですけれども。

福本教育支援課長 国のいじめの定義の部分に、改定の本冊の2ページ、定義の部分に、いじめの定義の中にインターネットを通じて行われるものを含むということが大前提になりますので、やはりいじめという定義の中でインターネットを含むというようなことを記載することが必要だというような判断で記載しております。

磯野教育長 そのような点を踏まえて、言葉上にすると確かに和田委員さんがおっしゃるような非常に厳しい状況はあるけれども、今の社会情勢を考えるとSNSと示されたような形で整理していかなければ、いじめられたほうからすればなかなか解決に至らないということがあるので、その方法を入れたということで何か意見ございますか。

和田委員 そうであれば、やはり定義のところに入ればスムーズだと

と思いますが。

小西委員 いじめの定義。

和田委員 いじめの定義の中に、法第2条の中にもインターネットを通じて行われるものを含むとあるので、そちらの中にインターネットで行われているものも含めていじめと解釈するという定義にするのであれば全くそれは何の問題もないと思うのですが、解消したときの要件にこれを入れてしまうことが気になります。

小西委員 いじめの定義自体が心理的、物理的な影響を受けるということになるので、全く知らないところで行われている行為については、その行為自体は非情に悪質ではありますが、現状の法律の定義からはいじめに該当すると認定することは難しい、知らない状態ではいじめの認定は難しい、ということにはなるのではないのでしょうか。

和田委員 そのように解釈すればいいと思うこともありますが。

小西委員 そもそもいじめ自体がそのような定義になってしまっているので、それと全く関係ないところで行われていることは、本人が知ればいじめになりますけれども、知らない限りはなかなかいじめの認定は難しいかと思います。非常に悪質な行為ではあり、取り締まるべき行為ではありますけれども。

和田委員 これは、いじめを受けた児童生徒に対する心理的、または物理的な影響を与える行為というのが、いじめを受けた児童生徒がいじめであると認知するような行為と解釈すればいいということですね。

小西委員 国の方針自体に書かれていますね。国のガイドラインに。

和田委員 定義のところでは書かれていますね。

小西委員 解消のほうにも。

和田委員 解消のほうにも入っていますね。なるほど。

磯野教育長 よろしいですか。そうすると、これ先ほど課長から説明があったように啓発活動の中での各学校への指導等を含めて保護者等にも引き続き言う、6ページにある内容のa、b、cがありますけれども、この中でそれぞれ各学校に指導していただければと思います。よろしいでしょうか。

小西委員。

小西委員 今回改定で変わった部分が多いかと思います。先ほどホームページに記載ということで周知していくということだったので、現場の教員の方たちへしっかり周知していくことが非常に

大事だと思えるのですけれども、その周知方法についてはどういったことを考えられていますか。

磯野教育長 教育支援課長。

福本教育支援課長 年度内に学校のホームページでそういった内容とともに学校に周知文として配布いたします。年度が明けてから管理職を対象とした研修会、あるいは生徒指導、教育相談を担当する職員の研修、それからスクールカウンセラーを対象とした研修等でこの内容について扱って、各学校でこの内容をしっかり全員で理解した上で学校基本方針を策定し、それも全職員が理解の上で対応していくというような手順にしたいと思っております。

磯野教育長 他によろしいですか。では、ご質問もないようですので、議案第8号「千葉市いじめ防止基本方針の改定について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第9号 千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について

磯野教育長 教育職員課長、説明をお願いします。

武教育職員課長 議案第9号「千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について」説明します。

資料19ページ、参考資料は5ページをお開きください。参考資料でご説明させていただきます。参考資料の5ページをお願いいたします。

まず、1、議案の趣旨でございますが、平成30年4月1日付、組織改正に伴う所要の改正を行うほか、規定の整備を図るため、一部改正を行うものでございます。

次に、2、議案の概要をご覧ください。(1) 千葉市教育委員会組織規則でございます。この改正は、平成30年4月1日から公民館に指定管理者制度を導入することに伴い、公民館に関する記載のある事務分掌の削除、修正等、所要の改正を行うとともに、新港学校給食センターを第2類の教育機関から第3類の教育機関とすることにより、3センターの経理処理を保健体育課において一元化し、事務処理効率の向上を図ることなどについて、事務分掌等、その他所要の改正を行うものです。

次に、(2) 千葉市教育委員会公印規則でございます。この改正は先ほどもご説明いたしましたが、公民館に指定管理者制度

を導入することから、公民館の公印を廃止するものです。

次に、(3) 千葉市学校給食センター運営委員会規則でございます。この改正も先ほどご説明いたしました新港学校給食センターが第2類教育機関から第3類の教育機関になることに伴い、新港学校給食センターで処理しておりました学校給食センターの運営に関する事項を審議する学校給食センター運営委員会の庶務を保健体育課で処理することをするための所要の改正を行うものです。

最後に3、施行年月日についてですが、いずれも平成30年4月1日ということです。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

磯野教育長 ご質問もないようですので、議案第9号「千葉市教育委員会組織規則等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第10号 千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について

磯野教育長 教育職員課教職員担当課長、説明をお願いします。

武教職員課長 議案第10号「千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について」説明します。

資料は23ページ、参考資料は15ページをご覧ください。参考資料にて説明させていただきます。参考資料の15ページをお願いいたします。

まず1、議案の趣旨でございますが、市立学校及び教育委員会の相互の業務の簡素化を図るため、経営方法や報告方法を見直し、業務を簡素にするほか、規定の整備を図るため、一部改正を行うものでございます。

次に2、議案の概要をご覧ください。(1) 千葉市立小学校及び中学校管理規則でございます。

(1) 組織編制及び職員の勤務状況の報告方法を改めるために不要な各様式を削除するものでございます。

次に、(2) 千葉市立高等学校管理規則でございます。定例報告のうち、組織編制及び職員の勤務状況の報告方法を改めるために不要な各様式を削除するものでございます。



次に、(3) 千葉市立特別支援学校管理規則でございます。こちらにつきましても、定例報告のうち組織編制及び職員の勤務状況の報告方法を改めるものでございます。こちらの点につきましては、報告は必要ですので引き続き求めるものですが、様式や期日等、細かいことまで規則に定めていたものにつきまして照会内容を縦覧できるように報告の根拠の条文を残しつつ、様式等を削除するものでございます。

最後に3、施行年月日についてですが、いずれも平成30年4月1日としております。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

磯野教育長 ご質問もないようですので、議案第10号「千葉市立小学校及び中学校管理規則等の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

議案第11号 千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について

磯野教育長 総務課長、説明をお願いします。

國方総務課長 議案第11号「千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について」説明します。

議案書は27ページとなりますが、本日は参考資料によりご説明いたします。参考資料21ページをご覧ください。

初めに、1の改正の趣旨ですが、本議案は、千葉市個人情報保護条例の改正に伴い、千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部を改正することについて議決を求めようとするものであります。

2の改正の概要についてご説明いたします。個人情報の定義を明確にした個人情報保護条例の一部改正があったことから、当該条例により引用している箇所のがずれることに対応するための改正でございます。規程で引用している条例第2条第2号の特定個人情報が第2条第3号に、条例第2条第5号の実施機関が第2条第6号に繰り下がることに対応するものでございます。

施行日は、平成30年4月1日を予定しております。

規程の改正部分の詳細につきましては、22ページの新旧対照

表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

磯野教育長 ご質問もないようですので、議案第11号「千葉市教育委員会電子情報処理規程の一部改正について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

以上で公開審議案件にかかわる審議が終了いたしました。委員の皆さん、ここまででその他としてご意見、ご質問等がございますでしょうか。よろしいですか。

次に、議案第12号から第14号に係る審議に移りますが、以降の審議につきましては、非公開となりますので、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員は、退出をお願いします。

(指定職員以外、退出)

#### 議案第12号 事務局等職員の人事について

磯野教育長 教育職員課長、説明をお願いします。

武教育職員課長 議案第12号「事務局等職員の人事について」説明します。

平成30年3月31日付及び同年4月1日付の人事異動のうち、職務の級が5級以上のいわゆる管理職に関する人事につきまして、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号に基づき議決を求めるものであります。

「学校施設課学校環境改善担当課長 佐藤 新二」ほか6名の定年退職者及び4名の退職者への退職発令をするものです。また、文部科学省へ帰任する「教育総務部参事 大橋 美帆子」への退職発令をするものであります。

人事発令につきましては、他部局や学校現場等の人事交流による組織活性化及び定年退職者等による欠員補充を基本とした適材適所の配置に努め、発令を行うものであります。部長級では、「教育総務部長 大野 和広」が市長事務部局へ出向し、後任として「美浜区長 布施 俊幸」を、「生涯学習部長 大崎 賢一」が市長事務部局へ出向し、後任として「監査委員事務局長 潮見 尚宏」を、それぞれ発令いたします。

そのほか、課長級で20名、課長補佐級で34名にそれぞれ発令いたします。

また、学校関係では、教育委員会事務局から学校への異動として、校長で16名、副校長・教頭で同じく16名にそれぞれ発令をいたします。

採用発令でございますが、事務局への県内教員の人事交流として課長補佐級の「教育指導課指導主事 臼井 武彦」を採用いたします。

なお、再任用職員ですが、平成30年度は「郷土博物館長 朝生 智明」ほか1名の部長級で定年退職した職員を課長級の再任用職員として採用いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

磯野教育長 よろしいですか。

では、議案第12号「事務局等職員の人事について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

#### 議案第13号 市立高等学校教育職員の人事について

磯野教育長 教育職員課教職員担当課長、説明をお願いします。

山下教職員担当課長 議案第13号「市立高等学校教育職員の人事について」説明します。

議案第13号、市立高等学校教育職員の人事についてですが、当該議案は平成30年4月1日付、千葉市立高等学校の管理職の人事発令につきまして、千葉市教育委員会組織規則第8条第4号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

市立千葉高等学校の教頭といたしまして、下段のほうから説明させていただきます。「千葉県教育庁教育振興部指導課指導主事 中村 孝幸」を市立千葉高等学校の教頭として採用いたします。また、市立稲毛高等学校の教頭として、「現松戸市立旭町中学校 教頭 秋本 晴美」を採用するものでございます。

なお、前任者は3月31日付で退職し、「市立千葉高等学校教頭 市川 透」は県立佐倉西高等学校の教頭へ、「市立稲毛高等学校教頭 勝田 幸裕」は、県立生浜高等学校副校長へそれぞれ就く予定でございます。

以上でございます。

磯野教育長 よろしいですか。

議案第13号「市立高等学校教育職員の人事について」を原案

どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

次に、議案第14号に係る審議に移りますが、事務局職員につきましては、あらかじめ指定した職員を除き、それ以外の職員は、退出をお願いします。

(指定職員以外、退出)

議案第14号 千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について

磯野教育長 総務課長、説明をお願いします。

國方総務課長 議案第14号「千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」説明します。

初めに、議案の概要についてでございますが、本議案は、審査請求に対する裁決について、千葉市教育委員会組織規則第8条第14号の規定に基づき、議決を求めるものであります。

審査請求人につきましては、資料のとおりでございます。

経緯についてですが、まず、平成29年9月20日付で本議案に係る公文書開示請求書が提出されました。開示請求の内容は、教員の処分に係る公文書でございます。この開示請求に対し、教育委員会は、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号の不開示情報、つまり、特定の個人が処分を受けた事実という個人情報を示すこととなると判断し、公文書の存否を明らかにしないとして公文書不開示決定を行いました。

10月4日付で存否応答拒否の不開示決定の処分を行いました。これに対し、10月13日付で、審査請求書が教育委員会に提出されました。

続いて、審査請求等の概要についてご説明いたします。審査請求人は、本件不開示決定を取り消すとの裁決を求めるとの趣旨の本件審査請求を行いました。

5の答申の趣旨についてご説明いたします。

結論は、開示請求を拒否した決定は妥当であるとなっております。

審査会では、教育委員会が当該開示請求に係る公文書が存在し

ているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号の不開示情報を開示することとなると判断したことから、当該情報が条例第7条第2号の不開示情報に該当するのか検討されました。

審査会では、検討の結果、条例第7条第2号が保護しようとする利益が損なわれると認められるため、条例第10条により本件開示請求を拒否することが妥当であると判断されました。

裁決書の趣旨についてご説明いたします。本件審査請求に対する裁決は、答申に沿って本件審査請求を棄却することと決定したいと考えます。

裁決の理由につきましては、答申同様、本件開示請求文書の存否自体を明らかにすることによって条例第7条第2号が保護しようとする利益が損なわれると認められることから、条例第10条により本件開示請求を拒否することが妥当であると判断を記載し、結論に、「以上のとおり、本件審査請求には理由がないから行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。」としております。

議案第14号についての説明は以上でございます。

磯野教育長 では、審議に移りますが、質問等含め、何かございますか。

よろしいですね。では、ご質問もないようですので、議案第14号「千葉市情報公開条例による公文書開示請求に係る処分に係る審査請求に対する裁決について」を原案どおり可決したいと考えますが、いかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

磯野教育長 ご異議ないようですので、原案どおり可決とします。

## 9 その他

- (1) 第3回定例会は、平成30年4月18日(水)午後2時より開催することと決定した。

## 10 閉会

磯野教育長より閉会を宣言